

直近の国・都の動向（現時点で把握しているものであり、今後精査をしていく予定です。）

・公職選挙法の改正（平成25年・平成28年改正）

成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除する改正があり、成年被後見人の方の選挙権が回復しました。（平成25年改正）

「選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者」も投票所に入ることができるようにする改正がされました。これにより、今までは選挙人（投票する人）以外は投票所へ入ることが出来ませんでした。投票管理者が認めた場合には家族や支援者が同伴することが可能となりました。（平成28年改正）

・障害者虐待防止法の改正（平成30年4月施行）

今までは従業者への研修実施及び虐待の防止等のための責任者の設置は努力規定でしたが、改正により義務化されました。また新たに虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することも義務化されました。

また、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、施設・事業所が取り組むべき事項を追加しました。

・東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の制定（平成30年10月施行）

東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、差別を解消していく仕組みを定めることを目的に制定されました。

平成28年4月に制定された障害者差別解消法では「努力義務」であった民間事業者の障害者への合理的配慮の提供を、都条例では「義務」（法的義務）としました。（障害者差別解消法においても令和3年6月の改正で「義務」（法的義務）となりました。）

・障害者雇用促進法の改正（令和2年4月施行）

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしました。

・障害者差別解消法の改正（令和3年6月公布）

障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正

法が成立しました。今回の改正は、これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」（法的義務）とされた点です。

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立（令和3年9月施行）

この法律では医療的ケア児を「日常生活及び社会を営むために恒常的に医療ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）」と規定し、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することを国、地方自治体、保育所の設置者、学校の設置者等の責務とすることが定義され、様々な措置を講ずることが定められました。

直近の市の動向（現時点で把握しているものであり、今後精査をしていく予定です。）

・障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の制定（平成30年10月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし制定しました。

なお、同条例については、付則第2項の規定に基づき、小金井市地域自立支援協議会に意見をいただきながらこの間の社会情勢の推移等を勘案した見直しを行い、令和4年4月1日に条例を改正しました。

・地域生活支援拠点等の整備について（令和3年1月施行）

障害者等の高齢化・重度化及び「親亡き後」を見据え、障害者等及びその家族の地域生活を支援するため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を整備するよう対応しています。

・小金井市精神保健福祉連絡協議会に設置について（令和3年4月施行）

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、当該関係者の協議の場として、小金井市精神保健福祉連絡協議会を設置しました。

・医療的ケア児及びその家族に対する支援について（令和4年4月施行）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、市では外部有識者を含む協議会を設置し、医療的ケア児がその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の支援を受けられるよう対応しています。